

公報

第四十九号

一九六八年
六月十八日

週二火・金定期発行
必要に応じ号外発行

目 次 ページ		通産局事項					
規 則		厚生局事項			中央教育委員会事項		
○青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則(規則第百四号・第百十五号)	1	○免許証の無効について(郵政庁告示第二十五号)	9	○教育職員免許状の授与について(告示第三十九号)	14	○初任給、昇給、昇任等の基準の一部を改正する規則中訂正	18
○証券取引審議会規則の一部を改正する規則(規則第百六号)	3	○結核患者等給与金支給基準(厚生局告示第十四号)	9	○肥料の登録について	17	○プロック生産業者の登録について(告示第百八十一号)	17
○保安林の一部解除について(告示第百七十七号)	5	○肥料需要計画について(告示第百七十八号)	6	○外国保険事業者に関する立法による行政処分の聴聞について	17	○航路標識の告示について(告示第百七十九号)	8
○船舶災害共済補助金交付規程(告示第百七十六号)	3	○除権判決	6	○公 告	6	○医師特別手当から控除しないことについて(訓令第百八十一号)	1
○訓 令		○正 誤					

規則第一百四十四號

卷一百一十四

一九六八年六月十八日

行政副主席 赤嶺義信

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

卷之三

行政主席代理 行政副主席 赤嶺義信
青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則
青少年保護育成法施行規則（一九六五年規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

六 前各号に定めるもののほか、行政主席が特に必要と認める者

附 則

規則第百十五頁

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則を次のようて定める。

行政副主席 赤嶺議信

青少年保護育成法施行規則の一部改正する規則

青少年保護育成法施行規則（一九六五年規則 第百七十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四号様式を次のように改める

○ブロック生産業者の登録について（告示第百八十号）
○医師特別手当から控除しないことについて（訓令第百八十一号）

1968年6月18日(火曜日)

公 報

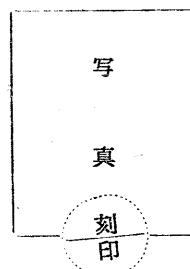
第49号(2)

第4号様式

(表 面)

第 号

立 入 調 査 員 の 証 明 書



所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日 生

有効期限 年 月 日まで

上記の者は、青少年保護育成法第19条の規定による立入調査員であることを証明する。

年 月 日 発行

行政主席

印

(裏 面)

青 少 年 保 護 育 成 法 抄

備考

この証明書は、縦六センチメートル、横九センチメートルと
し、厚紙を用いるものとする。

第19条 行政主席の指定した者は、この立法実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に入り、調査を行ない、関係人から資料の提供を求める又は関係人に対して質問をすることができる。

- 2 前項の立入調査、資料の提供の要求又は質問は、必要な最少限度において行なうべきであって、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 行政主席の指定した者が第一項の立入調査、資料提供の要求又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。

注 意

- 1 この証明書は、その取扱いを慎重にし、紛失又は破損のおそれのないように注意しなければならない。破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく行政主席に届け出て、再交付又は書替えを受けなければならない。
- 2 証明書は、期限の失効、休職、停職、免職、転職および退職の場合は、ただちに発行者に返納するものとする。

公報 第49号

0860

(3) 1968年6月18日(火曜日) 公報

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

規則第百十六号
証券取引審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年六月十八日

行政主席代理
行政副主席 赤嶺義信

告 示

告示第百七十六号

(議事録の承認)
第四条 前項の議事録は、会長及び会議に出席した委員の承認を得て確定する。

この規則は、公布の日から施行する。

証券取引審議会規則の一部を改正する規則
証券取引審議会規則(一九五八年規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(議事及び議決の方法)
第一条 証券取引審議会(以下「審議会」という。)は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第三条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(招集方法)

第二条 審議会は、会長が招集する。

(議事録)

第三条 審議会の議事の概要是、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員の氏名

四 議題

五 審議の概要

畜牛災害共済補助金交付規程
第一条 畜牛の不慮の事故によって受ける損失の補填を図るため、行政主席が適当と認める市町村又は団体(共済組合)が行なう畜牛の災害共済事業(以下「共済事業」という。)の費に對し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法(一九五七年立法第五十七号。以下「法」という。)同法施行規則(一九五七年規則第百六号。以下「規則」という。)並びにこの規程に定めるところによる。

第二条 この規程における「畜牛」とは、肉用牛、乳用牛で、出生後第5月の月の末日を経過し、共済事業の対象となる牛をいう。

2 この規程における「不慮の事故」とは、次に掲げる場合の事故をいう。

一 風水害、火災及び海難等により死亡し、又は行方不明になり一ヶ月以上生死が不明な場合

二 切迫と殺の場合

三 病により死亡した場合(家畜伝染病予防法(一九五二年立法第四十九号)等によつて補償される場合を除く。)

四 その他不慮の事故と認められる場合

1968年6月18日(火曜日)

公報

- 第三条** 補助の対象となる共済組合が行なう共済金額は、加入時ににおける畜牛の評価額の八十パーセント以内とする。
- 第四条** 共済組合が行なう共済掛金率は、加入時における畜牛の評価額の一・八パーセント以上とし、共済の有効期限は、一ヶ年とする。
- 第五条** 第一条の共済事業の経費とは、第三条の共済金額をいう。ただし、肉、皮等の残存価額を有する場合は、これら価格を差引いた金額とする。
- 第六条** 前条の経費に対する補助率は、五十パーセント以内とする。
- 第七条** 補助金の交付を受けようとする者は、法第五条及び規則第三条の規定に基づく申請書(第一号様式)並びに第十条に掲げる添付書類を行政主席に提出しなければならない。
- 第八条** 前条の申請書及び添付書類の提出時期は、前年度の五月一日から当該年度の四月三十日までのものをもとめて、当該年度の五月十五日までに提出するものとする。ただし、農林局長が特に必要がある場合を除むべかぎり、心の時期を変更することがある。
- 第九条** 規則第三条第三項の規定による申請書に記載すべき事項のうち省略するところの「あわせものは、規則第三条第一項の一号から五号までに定めるもの」とある。
- 第十条** 規則第三条第一項第六号による申請書の添付書類は、次のとおりとする。
- 一 畜牛灾害共済規程
 - 二 畜牛灾害共済加入者名簿(第一号様式)
 - 三 獣医師の診断書若しくは検査書(獣医師のいない市町村においては市町村長の証明書)
 - 四 切迫と殺等のために、残存価格を有する場合は、残存物買取証(第三号様式)
 - 五 行方不明の場合は、警察の証明書
- 第十一條** 法第十四条の実績報告は、第四号様式により、事故畜牛交付調査(第五号様式)を添付して、六月十五日までに行政主席に提出するものとする。
- 第十二条** この規程による提出すべく書類は、所在地の市町村長、地方庁管轄地域にあっては、当該地方庁を経由しなければならない。
- 附則**
- 1 この規程は、一九六八年七月一日から施行する。

2 畜牛灾害共済補助金交付要綱(一九五八年経済局告示第七号)は、廃止する。

第1号様式

年 月 日

行政主席殿

市町村又は団体名
市町村長 氏名 國
又は代表者 氏名 國

畜牛災害共済補助金交付申請書

畜牛の事故による損失を補償する目的で共済事業を下記のとおり実施したから補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事故内容

品種名	性	年令	加入時評価額	切迫と殺等による所得頭数	予定共済金額	予定共済金額	申請額	畜主の住所氏名

第2号様式

畜牛災害共済加入者名簿

氏名	住所	飼育場所	加入頭数

第49号

第3号様式

莞渡人

殿

人住所
氏名

殘存物買受証

下記のとおり買受けした事を証明します。

三

行政主席殿

市町村又は団体名
支所・分室・氏名

市町村長 氏
又は代表者 氏

四

畜牛災害共済補助金交付規程第11条に基づき、下記のとおり報告します。

四

品名	重量	单 価	金額	売買期日	備考

品種名	性	年令	事故の 区分	加入時 評価額	共済率	共済額	政府 補助金	畜主住所 氏名
-----	---	----	-----------	------------	-----	-----	-----------	------------

第4号様式

行政主席

四

市町村又は団体名
市町村長 氏名
又は代表者 氏名

保安林解除面積及び所有者

行政主席代理
行政副主席 赤 嶺 義 信

市町村長 氏名
又は代表者 氏名
国 國
年度畜牛災害共済事業成績報告書

四

指 令 番 号	指 令 年 月 日	補 助 金 支 付 額	共 済 額			畜 主 住 所 氏 名
			補 助 金	相 互 共 済 額	合 計	

(5) 1968年6月18日(火曜日) 公

三

公報 第49号

0863

計	〃	〃	〃	〃
	九一五	九一四	三二四〃	三二四〃
	四七五〃	四七五〃	三二四	三二四
	一、一五八〃	一、一五八〃	一四八〃	一三八〃
	三、六三二 ^m	三、六三二 ^m	二五〇〃	〃
	一、〇四三 ^m		〃	〃

告示第一百七十八号

肥料需給安定法（一九五八年立法第九十号）第七条第一項の規定に基つき
一九六九年度肥料需給計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告
示する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理
行政副主席
赤 嶺 義 信

一 前年度からの繰越数量	一一五、五〇〇トン
二 輸入見込数量	一一〇、〇〇〇トン
三 消費見込数量	一一〇、〇〇〇トン
四 需給調整用としての保留数量	〇 トン
五 翌年度への繰越数量	一〇、九〇〇トン

この告示は、公布の日から施行する。

船路標識法（一九六一年立法第十一号）第六条の規定により次のとおり告示する。

行政主席代理
行政副主席 赤嶺義信

新設	名称及種類	北緯 二四度五一一分一一秒 東經一二五度一四分五九秒	北良港第二号浮標（燈浮標）
位 置	構 造	構 造	位 置
燈 質	高 造	円筒形上部やぐら形鉄造	北緯 二四度五一一分一一秒 東經一二五度一四分五九秒
燈 質	高 度	三・七メートル	北良港第二号浮標（燈浮標）
燈 質	光 度	紅光四秒一閃光	北良港第二号浮標（燈浮標）
光 達 距 離	六 涅	六〇燭光	北良港第二号浮標（燈浮標）
初 点 年 月 日	一九六八年五月	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）
記 事	太陽電池式	六〇燭光	北良港第二号浮標（燈浮標）
名 称 及 種 類	平良港第三号浮標（燈浮標）	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）
位 置	北緯 二四度五〇分三一秒 東經一二五度一五分四二秒	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）
構 造	円筒形上部やぐら形鉄造	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）
燈 質	三・七メートル	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）
燈 質	綠光四秒一閃光	六涅	北良港第二号浮標（燈浮標）

(7) 1968年6月18日(火曜日) 公

報

記 事	光 達 距 離	光 度	光 達 距 離	光 度
記 事	初 点 年 月 日	初 点 年 月 日	記 事	初 点 年 月 日
電氣式	四・五浬	三〇燭光	四・五浬	三〇燭光

平良港浮標

名 称 種 類	位 置	塗 色	構 造	記 事
	北 緯	東 經		
平良港	狩俣△(14) からの方位236° 24° 52' 37"	約3.6km 125° 14' 10"	黒 白 縦 線	円筒形鉄造 撤去した
中央浮標	島尻△(31) からの方位249° 24° 51' 19"	約3.8km 125° 14' 54"	黒 紅	円筒形鉄造
第1号浮標	佐良浜△(42) からの方位66° 24° 51' 18"	約3.8km 125° 14' 45"	黒 紅 黒	円錐形鉄造
第2号浮標	島尻△(31) からの方位218° 24° 50' 32"	約3.6km 125° 15' 43"	黒 紅 黒	円筒形鉄造
第3号浮標	24° 50' 09"	125° 15' 49"	黒 紅 黒	円錐形鉄造
第4号浮標	24° 50' 19"	125° 15' 53"	黒 紅 黒	円筒形鉄造
第5号浮標	24° 50' 03"	125° 15' 57"	黒 紅 黒	円錐形鉄造
第6号浮標	下崎からの方方位286° 24° 50' 07"	約1.1km 125° 16' 00"	黒 紅 黒 黒	円筒形鉄造 撤去した
第7号浮標	24° 49' 17"	125° 16' 04"	黒 紅 黒 黒	円錐形鉄造 現位置
第8号浮標	24° 49' 01"	125° 16' 29"	黒 紅 黒 黒	円筒形鉄造 現位置
第9号浮標	24° 49' 05"	125° 16' 22"	黒 紅 黒 黒	円錐形鉄造 現位置
第10号浮標	24° 48' 44"	125° 16' 30"	黒 紅 黒 黒	円錐形鉄造 新設した
第12号浮標				

1968年6月18日(火曜日)

公 報

告示第百八十号

ロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理
行政副主席 赤嶺義信

記

一 生産業者の氏名 村山盛考
二 生産業者の住所 嘉手納村字屋良一三〇
三 事業場の名称 村山ロック工場
四 事業場の所在地 嘉手納村字屋良一三〇
五 ロック成形機の能力又は台数

(旧)		(新)	
名 称	型 式	生 产 能 力	台 数
光 洋 式	三八〇	七〇〇個	一台
			計一台
伊 都 式	五	七〇〇個	一台
			計一台

告示第百八十一号
ロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理
行政副主席 赤嶺義信

記
一 生産業者の氏名 仲宗根盛繁
二 生産業者の住所 談谷村字長浜一八三三
三 事業場の名称 仲宗根ロック工場

四 事業場の所在地 談谷村字長浜一八三三
五 ロック成形機の能力又は台数

(旧)		(新)	
名 称	型 式	生 产 能 力	台 数
光 洋 式	一六	七〇〇個	一台
			計一台

訓令第二十九号

医師特別手当、夜間及び休日勤務手当支給規則(一九六〇年規則第八十号)
第四条第二項の規定に基づき、医師特別手当から控除しないことについて、次のように定め、一九六七年七月一日から適用する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理
行政副主席 赤嶺義信

医師特別手当から控除しないことについて

次の期間については、医師特別手当から控除しないものとする。
一 公務員法第六十六条又は第六十七条の規定に基づく、年次休暇又は病気休暇を使用して休む期間。ただし、月の初日から末日までの全勤務日数を休む場合を除く。
二 公務上負傷し、又は失病にかかり、公務員法第三十五条第三項第一号に該当して休職にされた期間
三 職務に専念する義務を免除された期間。ただし、第十一号関係については三十日をこえない期間

(9) 1968年6月18日(火曜日) 公

四 職員の保健及び安全管理に関する規則第十七条第二項及び第四項の規定により職務を免除された期間。ただし、分べんについては三十日をこえない期間。

通産局事項

郵政庁告示第二十五号

無線従事者免許証の無効について

次の免許証は、亡失により下記の日から無効とした。

一九六八年六月十八日

郵政庁長 佐久本 善

資格	免許証番号	氏名	無効年月日
第二級無線通信士	KC二二三	中村恭明	一九六八年六月三日

厚生局事項

厚生局告示第十四号

本土送り出し患者等の医療等に関する実施要綱（一九六八年告示第百六十五号）第四条第五に基づく結核患者等給与金支給基準を次のとおり定め、一九六八年四月一日から適用する。

一九六八年六月十八日

厚生局長 儀間文彰

- 1 結核患者等給与金支給基準
 (1) 沖縄の結核患者等を「了解事項」に基づき本土の療養所へ入所させるために要する費用で、別表(1)に定める基準額とする。
 (2) 船賃については、患者送り出しの際、現に要した経路により計算した額とし、まとめて船舶会社に支払うものとする。
 (3) 鉄道賃、車賃、宿泊料、食事代、雜費については、現に要した費用を基準の範囲内において、まとめて支払うものとする。
 (4) 支度金については、患者を送り出す前に、それぞれ支払うものとす

- 2 入所に要する費用
 (1) 結核患者等の給与金は次のとおりとする。
 (2) 入所に要する費用
- 3 日用品費
 (1) 日用品費は、結核患者等の療養所等における療養期間中支給する。
 (2) 日用品費の額は月額\$八・六九五(日円三、一三〇円)とする。
 (3) 月の中途において、入退所がある場合は一月を三〇日として日割計算により支給する。
- 4 期末一時扶助費
 (1) 期末一時扶助費は、十二月十日に現に療養所等において療養中の者に對し支給する。
 (2) 前項の期末一時扶助費の額は、年額\$四・二五五(日円一、五三二円)とする。

- 5 被服扶助費
 (1) 被服扶助費は沖縄から本土の療養所等へ入所した結核患者等に対し、本土の療養所等へ入所した時に支給する。
 (2) 被服扶助費は年に一回十月に支給する。ただし入所時に支給を受けた者に対してはその年分の費用は支給しない。
 (3) 被服扶助費の額は、年額\$四・一七(日円一、五〇〇円)とする。

1968年6月18日（火曜日）

公

報

第49号（10）

6

(イ) 後保護施設入所費

等で入所している者であつて、自ら更生施設に入所を希望し、更生施設の長が入所させることを必要と認めた者に対し、療養所等から更生施設に入所する者に支給する。

(ロ) 前項の額は、療養所から最寄の駅までの車賃六〇仙（日円二一六円）と鉄道賃二等実費を加算した額とする。ただし寝台券を必要とするときはそれを含むものとする。

二 療養所転出入時の費用

「沖縄結核患者等の本土への受入れに伴う診療費の請求及び支払いに関する取扱要領」第二号により「時的に他の療養所等へ治療をさせた場合は、療養所から最寄の駅までの車賃六〇仙（日円二一六円）と鉄道賃二等実費を加算した額を支給する。

三 鉄道賃については最も経済的な通常の経路及び方法により計算したものであつて、特急車が運行しているところは、特急車とし、その他についてはそれぞれの車輌の運行にしたがい急行又は普通料金を支給する。

四 この基準による支払等に要する諸様式は別紙のとおりとする。

別表(一)

結核患者本土送り出し費用

区分	船 賃	鉄道賃	車 賃	宿泊料	支度金	食事代	雑 費	1人当金額
晴嵐荘	40.80	6.22	1.00	6.80	10.00	0.50	1.00	66.32
東京	40.80	0	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.30
村山	40.80	0	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.30
神奈川	40.80	0.56	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.86
天竜荘	40.80	9.69	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	70.29
中部	40.80	12.94	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	73.54
延寿浜園	22.35	21.00	1.00	6.80	10.00	1.50	1.00	63.65
千石荘	22.35	21.36	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	63.51
春霞園	22.35	21.50	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	63.65
岡山	22.35	18.65	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	60.80
福岡	22.35	11.52	1.00	0	10.00	1.00	1.00	46.87
鹿児島	22.35	0.78	1.00	0	10.00	0.50	1.00	35.63
長島愛生園	30.95	0	0	0	10.00	0	0	40.95

註 1 鉄道賃について
国鉄料金の改正があったときは、改正された料金に基づく運賃とする。

2 船賃について
船舶会社の料金改正があったときは、改正された料金に基づく一等運賃とする。

別表(二)

結核患者の退所帰沖に要する経費の支給基準

施設区分	鹿児島	福岡	岡山	春霞園	延寿浜	中部	天竜荘	千石荘	東京村	山村	神奈川	晴嵐荘	長島愛生園
療養所から最寄の駅までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
出港地までの鉄道賃(急行料金を含む)	0.78	5.61	3.25	1.03	3.86	4.75	5.08	3.00	0	0	0.72	2.00	3.14
駅から宿泊所までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
船待その他宿泊	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80
船 賃	22.35	22.35	30.95	30.95	30.95	30.95	30.95	30.95	40.80	40.80	40.80	40.80	30.95
車中の食事代	0.50	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	0.50
荷物のチツキその他の雑費	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
通 信 費	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
宿泊所から港までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
計	35.58	37.91	43.65	41.43	44.26	45.15	45.48	43.40	50.75	50.75	51.47	52.75	43.54

鹿児島港

神戸港

東京港

神戸港

注 船賃について

船舶会社の料金改正があったときは、改正された料金に基づき一等運賃を支給する。

鉄道賃について

国鉄料金の改正があったときは、改正料金に基づく特急二等運賃を支給する。(運賃の計算は基準四号により計算する。)

第1号様式

私議 を代理人と定め次の権限の委任する。

- 1 結核患者等給与金の請求及び領収に関する一切の件

昭和 年 月 日

資金前渡書吏
琉球政府東京事務所長殿

患者番号	患 者 氏 名	印	患者番号	患 者 氏 名	印

第49号 (12)

第2号様式

退 所 費 用 請 求 書

昭和年月日

昭和 年 月 日

患者又はその委任を受けた者

上記金額は、下記にて示す内訳書の退所に要する費用としてここで、これを請求する。

上記金額は別紙内訳書の費用として請求する。

昭和 年 月 日

文頭名

上記の役務代は、次頁の上記欄に又記入せん。

代金受領者

公報 第49号

0870

(13) 1968年6月18日(火曜日) 公

報

第49号

日用品費等內訛書

第4号様式

注： 1 備考には移動月日と日用品費の日割計算の算定基礎を記入のこと。

2 横欄の合計については期末一時扶助費、被服扶助費等の給付のある場合のみ記入する。

第5号様式

患者移動報告書

施設名

月分

注： 患者番号は療養所ごとの一連番号とする。

1968年6月18日(火曜日)

第6号様式

昭和 年 月 日

東京事務所長 殿

氏名 年 月 日生

帰沖で要する経費の交付申請について

私は、本土政府の対琉援助の一環として
中の者でありますか、
要する費用を交付して下さるよう誓約書を添えて申請いたします。

196 年 月 日

(保証人) 住 所

氏名

連絡先

東京事務所長 殿

第8号様式

誓 約 書

私は、本土政府の対琉援助の一環として
において療養中の の保証人でありますか
琉球政府に返納すべき金額を返納しない場合は、私が責任をもって納入しま
す。

196 年 月 日

(保証人) 住 所

氏名

連絡先

第7号様式

誓 約 書

中央教育委員会書類

私は、別紙請求書のとおり、帰沖で要する経費交付を受けた以上は、早
速帰沖します。
帰沖しない場合は、支給された金額を返納します。

年 月 日

中央教育委員会

患者氏名

印

東京事務所長 殿

免許番号	免許状種類	教科名	氏 名	本籍地	授年月日	根拠規定
第 40号	幼二普		安里米子	中頭郡勝連村字津堅1341	1968年4月15日	免許法第十八条
第 41号	"		比嘉幸子	國頭郡宜野座村字松田2935	"	"
第 42号	"		宮平明子	那霸市字大道171	"	"
第 43号	"		小波津幸子	那霸市西本町3丁目8	"	"
第 44号	"		当間弘子	島尻郡与那原町字与那原307	"	"
第 45号	"		伊波エミ子	宜野湾市字我如古58	"	"
第 74号	小二普		比嘉光子	中頭郡読谷村字座喜味529	"	"
第 75号	"		比嘉英子	國頭郡屋部村字屋部534	"	"
第 76号	"		比嘉祥恵	中頭郡読谷村字楚辺238	"	"
第 77号	"		兼浜京子	島尻郡佐敷村字新里734	"	" 第五条別表一 免許法第六条別表四
第 155号	小一普		仲原安子	宮古郡下地町字上地544の1	"	免許法第六条別表四
第 160号	中二普	音楽	石川勝子	那霸市牧志町1丁目227	"	免許法第十八条
第 161号	"	音楽	宮城桂子	東風平村字世名城708	"	"
第 162号	"	国語	天久栄子	宜野湾市字宇地泊56	"	"
第 163号	"	英語	与那霸	宮古郡下地町字与那霸18	"	" 第五条別表一 第十八条
第 164号	"	音楽	山城良江	國頭郡國頭村字奥間147	"	"
第 165号	"	保健体育	嘉陽広子	中頭郡具志川村字川田119	"	"
第 166号	"	職業	島袋文栄	中頭郡北谷村字伊平209	"	"
第 167号	"	保健	宮里明子	那霸市山下町2丁目18	"	"
第 168号	"	保健	伊舍堂	宮古郡下地町字上地503	"	"
第 169号	"	保健体育	宮城健一	中頭郡浦添村字城間688	"	" 第六条別表五
第 358号	中一普	社会	桃原惟子	那霸市首里当蔵町1丁目13	"	免許法第十八条
第 359号	"	英語	半嶺當純	石垣市字宮良211	"	"
第 360号	"	英語	米須清吉	中頭郡中城村字北上原699	"	"
第 361号	"	数学	神山正夫	中頭郡具志川村字喜武71	"	"
第 362号	"	社会	岸本正治	國頭郡屋部村字宇茂佐262	"	"
第 363号	"	国語	渡久地和子	國頭郡本部町字渡久地133	"	"
第 364号	"	数学	長嶺陽子	那霸市字大嶺302	"	"
第 365号	"	理科	比嘉健俊	中頭郡嘉手納村字東144	"	"
第 366号	"	社会	新城慶子	國頭郡羽地村字古我地740	"	"
第 367号	"	社会	島袋文栄	中頭郡北谷村字伊平209	"	"
第 368号	"	社会	上地久美	中頭郡与那城村字桃原335	"	"
第 369号	"	保健体育	知念栄保	宜野湾市字宜野湾748	"	"
第 370号	"	職業	我謝勝行	中頭郡勝連村字比嘉17	"	"
第 371号	"	社会	知花利子	國頭郡國頭村字辺土名963	"	"

1968年6月18日(火曜日)

公 報

第49号(16)

第 372号	〃	社会	瀬名波 荣 吉	国頭郡久志村字三原460	〃	〃 第六条別表五
第 373号	〃	英語	島 伸 義 郎	八重山郡竹富町字竹富642	〃	〃 第六条別表四
第 374号	〃	社会	仲 島 弘 裕	八重山郡与那国町字与那国216	〃	〃
第 449号	高二普	数学	長 嶺 陽 子	那覇市字大道302	〃	免許法第十八条
第 450号	〃	工業	伊 江 朝 雄	那覇市字古波戻214	〃	〃
第 451号	〃	国語	渡久地 和 子	国頭郡本部町字渡久地133	〃	〃
第 452号	〃	社会	源 河 朝 良	コザ市字安慶田242	〃	〃
第 453号	〃	社会	岸 本 正 治	国頭郡屋部村字宇茂佐262	〃	〃
第 454号	〃	工業	那 根 山 克 夫	八重山郡竹富町字西表497	〃	〃
第 455号	〃	数学	神 山 正 恒	中頭郡具志川村字富武71	〃	〃
第 456号	〃	工業	上 間 恒 吉	国頭郡本部町字瀬底1558	〃	〃
第 457号	〃	英語	米 須 嶽 純	中頭郡中城村字北上原699	〃	〃
第 458号	〃	英語	半 岸 美 純	石垣市字宮良211	〃	〃
第 459号	〃	社会	桃 比 明	那覇市首里当蔵町1丁目13	〃	〃
第 460号	〃	工業	嘉 忠 雄	中頭郡読谷村字楚辺362	〃	〃
第 461号	〃	工業	久保田 謝 行	島尻郡玉城村字富里87	〃	〃
第 462号	〃	商業	我 菊 地 美 枝	中頭郡勝連村字比嘉17	〃	〃
第 463号	〃	商業	又 吉 成	東京都八丈島八丈町字大賀郷無番地	第五条別表一 第十八条	第五条別表一 第十八条
第 464号	〃	農業	知 念 地 成	那覇市若狭町2の49	〃	〃
第 465号	〃	保健体育	上 島 栄	宜野湾市字宜野湾748	〃	〃
第 466号	〃	社会	島 文 美	中頭郡与那城村字桃原335	〃	〃
第 467号	〃	社会	新 城 肇	中頭郡北谷村字伊平209	〃	〃
第 468号	〃	商業	比 嘉 健	国頭郡羽地村字古我知740	〃	〃
第 469号	〃	理農	知 利 俊	中頭郡嘉手納村字東144	〃	〃
第 470号	〃	社会	花 山 男	国頭郡国頭村字辺土名963	〃	〃
第 471号	〃	商业	当 幸 男	国頭郡恩納村字安富祖20	第五条別表一 免許法第六条別表八	第五条別表一 免許法第六条別表八
第 3号	校長二普		瀬名波 荣 吉	国頭郡久志村字三原460	施行法第二条	免許法第六条別表八
第 3号	教育長二普		辺土名 朝 宏	島尻郡与那原町字与那原257	〃	免許法第六条別表八
第 3号	指導主任二普		瀬名波 荣 吉	国頭郡久志村字三原460	〃	免許法第十八条
第 27号	養学教二普		知 花 利 子	国頭郡国頭村字辺土名963	〃	免許法第十八条
第 6号	養教二普		伊舍堂 和 子	宮古郡下地町字上地508	〃	〃
第 7号	〃		宮 里 明 子	那覇市山下町2丁目18	〃	免許法第五条別表二
第 13号	養教一普		砂 川 加寿子	宮古郡城辺町字保良545	〃	〃
第 14号	〃		比 嘉 るり子	国頭郡上本部村字北里1243	1961年3月31日	免許法第十五条
第 48号	小二普	家庭	下 地 弘 子	平良市字下里935	1962. 3. 31	〃
第 139号	小一普		平 良 久 子	国頭郡国頭村字謝敷217	1963. 9. 30	〃
第 123号	中一普		喜 濱 常 子	"	1964. 3. 17	〃
第 22号	幼二普		東 江 百合子	那覇市松山町2丁目101	1965. 3. 31	〃
第 6号	幼二普		高 江 州 悅 子	那覇市真嘉比158	〃	〃
第 110号	小二普	社会	真 荣 平 弘 子	"	1966. 3. 31	〃
第 148号	中一普		〃	中頭郡美里村字泡瀬262	〃	〃
第 159号	高二普		〃	"	〃	〃
第 21号	小一普		真 荣 平 弘 子	那覇市首里平良町1丁目121	1966. 3. 31	〃

公報 第49号

0874

